

基発0318第3号
平成25年3月18日

社団法人建設産業専門団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



第12次労働災害防止計画の推進について

労働基準行政の運営につきましては、平素からご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、平成25年度を初年度とする第12次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3月8日付けで公示したところです。

労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、平成22年以降は3年連続で増加している状況にあります。つきましては、本計画の趣旨をご理解いただき、労働災害防止対策の推進に特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本計画のパンフレットを同封いたしますので、ご参考下さい。

第12次労働災害防止計画の本文、概要、パンフレットは、以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 労働・労働・労働基準・安全・衛生 > 第12次労働災害防止計画について

第12次労働災害防止計画について

平成25年4月から第12次労働災害防止計画が始まります！

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

厚生労働省は、産業構造の変化等、労働者を取り巻く社会経済の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年4月～平成30年3月までの6年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」を平成25年2月25日に策定し、3月8日に公示しました。

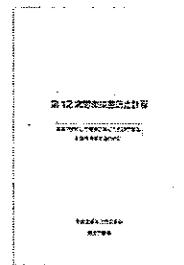
第12次労働災害防止計画が目指す社会

「働くことで生命が奪かされたり、健康が損なわれるようなことは、本末あってはならない」

全ての関係者(国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生まれ出される製品やサービスを利用する消費者などが、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

計画の本文、概要、パンフレットはそれぞれ以下をご覧下さい。

計画の本文



PDF [590KB]

計画の概要



PDF [45KB]

パンフレット

第12次 労働災害防止計画

(平成25年2月25日～29日)



ページが表示されました

情報漏洩サイト | 保護モード: 無効

袋 100%

12次防説明会への講師派遣等のご要望がありましたら、

下記担当までご相談下さい。

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

TEL 03-5253-1111 (内線5130, 5549)